

第142回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和4年12月13日（火）午後2時00分
- 2 開会の日時 令和4年12月13日（火）午後1時50分
- 3 閉会の日時 令和4年12月13日（火）午後3時10分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所 7階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別
出席16名 欠席1名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	10	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	13	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	欠席	14	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	15	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	16	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	17	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

6 事務局出席者

事務局：担当局長 佐古 和之

総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
担当課長補佐 三浦 諭 農地担当係長 田尾 和宏 主任 山田 遼介

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

(2) 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）及び区域の指定の解除について

(3) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について

(4) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について

(5) 農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について

(6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）

(7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

報 告 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について

(3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 1番 秋山 幸江 9番 國定 豪

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第142回総会を開会します。（あいさつ）

議事録署名委員を指名します。1番 秋山委員、9番 國定委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願ひします。

田尾係長 議案の修正があります。本日お配りした資料をご確認ください。

申請等（3）農地法第4条の規定に基づく許可申請について、中・中央地区の2番が取下げになっています。

なお、先月許可の議決のあった転用案件の内、4条申請、南区西高崎で農地改良を目的とする一時転用の案件、及び5条申請、北・吉備地区の北区撫川で倉庫、任意緑地等を目的とする転用の案件は、面積が3,000m²を超えていましたので、11月28日の県農業会議に諮問し、許可適当との答申がありましたことをご報告します。なお、南区西高崎の案件については、同日許可指令書を交付しており、北区撫川の案件については、同時申請の開発許可を待っているところです。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。

申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入りますが、3番と4番は申請等（4）5条申請17番と18番と同時申請であり、相互に関連があるので、申請等（4）の最後で同時に審議します。

中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長 1ページ1番、受人は一宮山崎に居住し、約50aの農地を耕作する農業者で、増反により一宮山崎の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題がないこと、下限面積30aを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、受人は芳賀に居住し、約1.4haの農地を耕作する農業者で、増反により佐山の畠に10年間賃借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題がないこと、下限面積30aを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、受人は富吉に居住し、約93aの農地を耕作する農業者で、増反により富吉の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題がないこと、下限面積20aを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、受人は今岡に居住し、約74aの農地を耕作する農業者で、受贈により今岡の畠を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題がないこと、下限面積30aを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

7番及び2ページ8番、受人は三和に居住し、約52aの農地を耕作する農業者で、受贈により今岡の田と畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題がないこと、下限面積30aを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

9番、受人は中区乙多見に居住し、約1.9haの農地を耕作する農業者で、増反により東野山町の田ならびに西野山町と野殿西町の畑を取得しようとするものです。

本件は、令和3年12月に同様の3条申請がありましたが、受人の耕作等の状況から、許可是困難と判断され、取下げとなった経緯があります。

担当委員から受人の耕作状況を確認したいとの申し出をうけ、11月30日から翌12月1日にかけ、現地調査を実施しました。

受人の所有農地のうち、中区沖元の7筆、南区大福の2筆はいずれも耕作されていました。残りの北区東花尻の4筆、南区古新田の4筆については、ごく一部にしか果樹や普通野菜の栽培がなされていない状況を確認しました。また、南区古新田では、プレハブ小屋が無断で設置されていることを確認しました。

これにより受人は、下限面積20aを超えてはいますが、所有農地のすべてを耕作しているとは言えない状況であると考えられます。

よって、本件は農地法第3条第2項第1号の「取得後において耕作に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合」の不許可事由に該当すると判断され、地区協議会では不許可意見となっています。

10番、受人は横井上に居住し、約40aの農地を耕作する農業者で、増反により横井上の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題がないこと、下限面積20aを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

議長

角南委員

中・中央地区協議会で、3番及び4番を除く、1番から10番までの8件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、9番を不許可意見、残る7件についてはいずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

板野委員

9番に関連して、9番の受人の母が所有する北区東花尻の農地2筆の現況写真を本日皆さんにお配りした。

今回の申請では出されていないが、令和3年1月に母が受人で3条申請をした際には、母と子（9番の受人）は別世帯だが同一生計である旨の上申書が出され、二人の耕作面積を合算し下限面積要件をクリアした。

母の所有する北区東花尻の農地2筆については、農地改良届をして土を入れた後に、ごく一部にレモンの木を植えてはいるが、大部分は転用申請をせずにアスファルト舗装をしコンテナを置いてトランクルームを営業したり、自動車販売店に貸して中古車の展示をしているという状況を昨日確認した。

母の農地を今回の申請を審査する上で受人の耕作地に含めて考えることはできないのか。また、耕作放棄地だけでなく、こうした違反転用についても、

チェックしていくべきではないか。

竹田課長

毎年行っている利用状況調査の中で、耕作放棄地だけでなく違反転用についてもしっかり調査をお願いしたい。また、今回は上申書が出ておらず、別世帯のため、受人の所有農地のみで判断せざるを得ない。

板野委員

今後、違反転用している者の申請を事務局が受けないことはできるか。

竹田課長

申請書が提出され、調査をしてからの判断になる。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし。

議長

次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

2ページ11番、受人は新庄下に居住し、世帯で約72aの農地を耕作する農業者で、増反により新庄上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30aを超えていていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は下足守に居住し、世帯で約1.1haの農地を耕作する会社役員兼農業者で、増反により下足守の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30aを超えていていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は吉備津に居住し、新規就農により、吉備津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可により下限面積30aを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は川入に居住し、世帯で約87aの農地を耕作する農業者で、増反（受贈）により川入の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30aを超えていていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長

北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員

北・吉備地区協議会で、11番から14番までの4件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし。

議長

次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

2ページ15番、本件は、先月空き家に付随する農地として下限面積を緩和した農地に関する案件です。受人は空き家となっていた家屋を購入し、建部町富沢に居住する予定で、空き家に付隨していた建部町富沢の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、また、下限面積については、先月、面積及び区域の指定を行

っており許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

信定委員 御津・建部地区協議会で、15番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

山田主任 2ページ16番、受人は倉敷市中島に居住し、世帯で約50aを耕作する農業者で、増反により曾根の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人らは南区妹尾崎に居住し、世帯で約45aの農地を耕作する農業者及び会社員兼農業者で、増反により妹尾崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、取得後に下限面積50aを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は北区上中野一丁目に居住し、世帯で約1.4haを耕作する農業者で、増反により中畦の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

長瀬委員 南区協議会で、16番から18番までの3件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（1）の中・中央地区3番、4番を除く、中・中央地区1番から南区17番までの15件については、9番を不許可とし、残る14件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に申請等（2）農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）及び区域の指定の解除についての審議に入ります。御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 4ページ1番、この案件は、先月、空き家に付随する農地を空き家と合わせて取得する場合に、遊休農地の発生防止・解消を図ることを目的として、特別に下限面積を緩和するため、取得対象農地の面積及び区域を指定したことに対する解除になります。

下限面積を緩和した農地について、申請等（1）農地法第3条申請15番で所有権の移転が許可となったことを受け、指定した面積及び区域を指定から解除するものです。

議長 ただいま事務局から説明がありました、何かご意見がありますか。
全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（2）については、1番の2筆について下限面積の指定を解除してよろしいでしょうか。
全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に申請等（3）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長 5ページ1番、転用目的は農地改良のための一時転用です。周辺所有者との境界確定や工事説明を行った後に改良したいとの申出があり前回は保留していましたが、申請人に確認したところ、境界確定等周辺所有者との話し合いが終了したということでした。

内容は農地改良を行い、普通野菜の栽培に利用しようとするものです。農地改良期間は、許可日から令和5年3月31日までです。

農地区分は、農用地ですが、農地改良の一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番は取下げとなっています。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

角南委員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願ひします。

田尾係長 5ページ3番、転用目的は墓地です。

申請人夫婦は、西花尻に居住する農業者ですが、現在の墓地が自宅近くの山腹にあり管理が困難なため、今後、管理をしやすくする目的で、平地で自宅に近接した申請地へ移転して墓地に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、3番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（3）は、取下げの1件を除く、中・中央地区1番及び北・吉備地区3番の2件ですが、いずれも許可と決定してよろしいか。

- 全 員 異議なし。
- 議 長 それでは、そのように決定いたします。
- 次に、申請等（4）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。
- 中・中央地区1番から4番までの説明を事務局からお願いします。
- 田尾係長 6ページ1番、転用目的は露天駐車場です。
- 申請人は、北区辛川市場に本社を置く法人で、主な事業は機械製造業です。
- 申請人は従業員及び営業車両の駐車場が不足したため、利便性の良い会社の工場近隣にある申請地の所有権を移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。
- 農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 2番、転用目的は露天駐車場です。
- 申請人は、大阪府大阪市に主たる事務所を置く宗教法人で、直轄支院である岡山念佛寺を運営しています。
- 参拝者が増え、現在の駐車場では手狭になったため、寺院の近くの申請地の所有権を移転しようとするものです。
- 農地区分は、地域センターから500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 3番、本件は令和4年10月19日付農振除外済案件で、転用目的は露天駐車場及び露天資材置場です。
- 申請人は、北区横井上に本社を置く法人で、主な事業は舗装工事業です。
- 業務拡大に伴い、従業員を増員し、運搬車両、建設機械を購入する予定のため、現在の資材置場、駐車場では敷地が不足しており、隣接地の申請地の所有権を移転し、露天駐車場及び露天資材置場を設置しようとするものです。
- 農地区分は、インターチェンジ出入り口から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 4番、本件は令和4年10月19日付農振除外済案件で、転用目的は露天駐車場で、現在一時転用中です。
- 申請人は、北区津高に本社を置く法人で、主な事業は水道施設工事業です。
- 業務好調により車両を追加購入するため現在の駐車場では面積が不足するため、当該本社周辺で適地を探した結果、申請人と賃貸借契約の合意に至ったことから、令和2年4月20日付の許可を受け、申請地を露天駐車場として利用しています。
- 今後も露天駐車場として継続利用する必要があることから、申請地を露天駐車場として永久転用許可を受けようとするものです。
- 一時転用期間中ではありますが、渡人より売却意思を確認したため、所有権移転の申請となり、今回永久転用許可を受けるものです。
- 農地区分は、インターチェンジ出入り口から300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

角南委員 中・中央地区協議会で、1番から4番までの4件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長 6ページ5番、6番は同じ地域ですので、まとめて説明します。
転用目的はいずれも自己専用住宅です。

5番、申請人は、現在、撫川の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、同じ小学校区内で生活環境の変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人夫婦は、現在、北区平田の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、出産の予定があり、また、家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、夫の親族の家に近く、妻の実家への往来にも便利な申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも、農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は工事用道路及び露天資材置場です。原形復旧を行う一時転用申請で、期間は許可日から令和5年4月30日までです。

申請人は北区天瀬にて総合建設業を営む法人ですが、申請地西側に隣接する工場のコンクリートブロック塀改修工事を請け負うこととなり、その施工をするにあたり、施工箇所に隣接する申請地に賃貸借権を設定し、工事用道路及び露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、現在、撫川の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、現住居から近く生活環境の変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、5番から8番の4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長

山田主任

次に南区の説明を事務局からお願いします。

6ページ9番、転用目的は露天車両置場で、一時転用中です。

申請人は南区古新田に本店を置き、自動車販売業を営む法人で、既存の車両置場と一体的に使用していくために、令和2年1月20日付で一時転用許可を受け、露天車両置場として3年間使用してきました。今後も同様に使用するため、永久転用するものです。

農地区分は福田地域センターから500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、本件は令和4年3月17日付農振除外済の案件で、転用目的は分家住宅です。

申請人は南区大福の借家に夫婦と子供1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、祖父の所有地で実家に隣接し、農作業の手助けを行うのに便利な申請地に使用貸借権を設定して、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、集落に接続した住宅であり、他に代替地がないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、本件は令和4年10月19日付農振除外済の案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は南区浦安西町の借家に夫婦と子供1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、夫の職場及び妻の実家に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番と13番は同じ地域ですので、まとめて説明します。

いずれも令和4年10月19日付農振除外済の案件で、転用目的はいずれも露天資材置場です。

7ページ12番、申請人は北区田中に本社を置き、不動産業等を営む法人で、国道2号線から南の地域を主な営業エリアとしております。近年業務の拡大に伴い、リフォーム工事用等の資材置場が不足するようになったため、申請地の所有権を移転し、露天資材置場として転用するものです。

13番、申請人は南区新保に本社を置き、不動産業等を営む法人で、国道2号線から南の地域を主な営業エリアとしております。近年業務の拡大に伴い、工事に伴う資材置場が不足するようになったため、申請地の所有権を移転し、露天資材置場として転用するものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番と15番は同じ地域ですので、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

14番、申請人は南区妹尾の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫の職場及び妻の実家に近くなる申請地を所有権

移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人らは南区藤田の夫の実家に夫婦と子供1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の職場に近くなる申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、本件は令和4年10月19日付農振除外済の案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は南区福成一丁目の借家に夫婦と子供2人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫及び妻の職場に近くなる申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長　　南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

長瀬委員　南区協議会で、9番から16番までの8件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長　　他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員　　異議なし。

議長　　次に、申請等（1）中・中央地区3番、4番、及び申請等（4）中・中央地区17番、18番について一括して審議しますので、事務局から説明をお願いします。

田尾係長　1ページ3条申請3番及び4番、同時申請の8ページ5条申請17番及び18番について、一括して説明します。

まず、お手元にお配りしている資料「営農型太陽光発電設備について」をご覧ください。営農型太陽光発電設備についての農地転用に係る取扱としては支柱の基礎部分が一時転用の対象となります。一時転用期間は4年間です。

また、一時転用許可に当たり、営農の適切な継続が確実か、周辺の営農上支障がないか等をチェックします。許可後は年に1回下部農地において生産された農作物に係る状況を報告する義務があります。4年後には下部農地での営農状況を示した上で、さらに一時転用許可を取る必要があります。

3条申請1ページ3番、4番の受人は芳賀に主たる事務所を置く法人で、檜津と佐山の畠に賃借権を設定し、新規に就農しようとするものです。

賃借期間は令和5年1月1日から10年間です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ありません。また、許可後下限面積30aを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

5条申請8ページ17番、18番の申請地は農用地区域内の農用地であり、転用目的は営農型太陽光発電設備で、一時転用です。一時転用期間は許可日から4年間です。5条申請の申請人は醸造用のブドウの栽培にあたり、安定した農業経営が行えるよう申請地で使用賃借権を設定し太陽光発電を行おうとす

るものです。

営農継続型太陽光発電施設への転用は、農地の上に太陽光パネルを設置しパネル下部では引き続き農業を行うというもので、通常の農地転用の審査に加えて適切に農業が行われるかどうかを審査する必要があり、計画している作物を栽培する上でパネル設置により日照が遮られることでどのような影響があるかを示した「知見を有する者からの意見書」、下部での農業に関する「営農計画書」等の添付が必要です。「知見を有する者からの意見書」は、秀農業経営コンサルタントからによるもので、ブドウは光飽和点が低く、低照度でもかなりの光合成をおこない、日照時間と収量性の関連性も低く、光要求量が比較的低い作物と推定されることから、ブドウの光特性および今回の計画において遮光率が約30%とやや低い垣根仕立て栽培の計画であることから、醸造用ブドウの生育に必要な日照量が確保され、生育に大きな支障を与えないと考えられる、というものです。

その他、支柱の高さ、農作業のできる空間確保など営農型発電設備の設置の基準も満たすものと考えられます。また、資金や被害防除計画等の一般基準上も問題ないと考えます。

中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

角南委員 中・中央地区協議会で、申請等（1）3番、4番、及び申請等（4）17番、18番について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

それでは、申請等（1）3番及び4番の2件、並びに申請等（4）1番から18番までの18件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

異議なし。

それでは、そのように決定いたします。

次に申請等（5）農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 9ページ1番、前回保留となった案件で、申請人は賃貸人（所有者）の[REDACTED]氏で、賃貸借契約の解除申請です。申請理由ですが賃借人は少なくとも平成29年以降5年間は申請地を耕作しておらず、それ以前も相続後は委託による耕作か不耕作であった。賃借人に解約の意思はないが、賃借人による耕作は将来にわたって見込まれず、申請人は今後、耕作する隣接農地と一体的に利用して耕作したいため、契約を解除したいというものです。

これまで所有者側へ聴き取り及び借人側の権利者調査を行っているところです。

引き続き、双方への聴き取りや現地調査等を行う必要があるため、地区協議会では保留意見となっております。

議長 協議会では保留意見ということですが、他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし。

議長 それでは申請等（5）については、中・中央地区の1件を保留と決定してよろしいですか。

- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、そのように決定いたします。
- 次に申請等（6）岡山市農用地利用集積計画の決定（所有権移転）について審議します。事務局より説明をお願いします。
- 田尾係長 今回の利用集積計画について説明します。
- （6）所有権の移転は、10ページ中・中央地区1番、11ページ北・吉備地区1番の2件です。
- 農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、いずれも財団から耕作者への所有権移転です。
- 計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。
- 議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、申請等（6）は原案どおり決定してよろしいですか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、そのように決定いたします。
- 次に、申請等（7）農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。
- 田尾係長 12ページ1番から14ページ9番までの9件で、すべて相続による所有権取得です。あっせん等の希望はありません。
- 各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。
- 議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、申請等（7）については、9件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。
- 全員 異議なし。
- 議長 それでは、そのように決定します。
- 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。
- 田尾係長 報告（1）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、15ページ1番から3番までの3件で、転用目的は住宅用敷地1件、貸露天駐車場1件、宅地造成1件で、専決日は備考欄のとおりです。なお、3番については、令和4年1月25日付で取止書が提出されています。
- 報告（2）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、16ページ1番から17ページ15番までの15件で、転用目的は、分譲住宅地4件、自己住宅等5件、露天駐車場等1件、進入路1件、住宅用地1件、共同住宅用地2件、敷地の拡張1件で、専決日は備考欄のとおりです。
- 報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、18ページ1番から8番までの8件で、解約理由は耕作目的6件、転用目的2件です。離作料は記載のとおりとなっています。
- 報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、19ページ1番から2番までの2件で、内容は、農業用車両用露天駐車場1件、農業用倉庫1件です。
- 報告（5）農地改良届については、20ページ1番から5番までの5件で、

内容は普通野菜畑 4 件、育苗圃 1 件です。

議長 これらの報告について、ご質問等はありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、これで第 1 号議案の審議を終了します。続いて、第 2 号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第 2 号議案を説明

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定（1月18日（水）市役所 7 階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 10 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員